

平成 19 年 7 月 6 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 小 林 洋 行
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 山 下 英 樹 (コード番号 8742 東証一部)
問 い 合 わ せ 先	取 締 役 管 理 本 部 長 宮 崎 誠 二
電 話 番 号	0 3 ( 3 6 6 4 ) 3 5 1 1

### 行政処分に関するお知らせ

本日、弊社は農林水産省および経済産業省より、商品取引所法(昭和 25 年法律第 239 号。以下「法」という。)の規定に基づく行政処分を受けました。

このような事態に至りましたことは極めて遺憾であり、本件に関しまして、株主の皆様、お客様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑やご心配をおかけすることとなり、誠に申し訳なく、心からお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、このたびの処分を経営管理面、内部管理面、法令遵守面に重大な問題があったと認識し、処分の内容を全役職員が真摯に受けとめ、深く反省するとともに、抜本的な営業体制および管理体制の見直しを行い、法令遵守態勢の再構築を図り、経営陣ならびに社員一同一丸となって信頼回復に努めてまいる決意でございます。

皆様にご迷惑をお掛けしましたことを重ねて深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 処分内容

##### (1) 商品取引受託業務の停止

平成 19 年 7 月 17 日から同年 9 月 13 日まで(43 営業日)の間、商品取引受託業務を停止すること。(ただし、取引の決済を結了させる場合及び商品市場における取引の委託の取次ぎの委託を受ける商品取引員から委託者の計算による新規の取引を受託する場合を除く。)

##### (2) 業務改善命令

平成 19 年 8 月 5 日までに、商品取引受託業務の運営の改善のため、以下の措置を講ずること。

ア 今般の法令違反の責任の所在を明確にすること。

イ 役職員に対し法令遵守を徹底するとともに、商品取引事故等の処理及び外務員指導に関する内部管理体制の充実・強化を図ること。

ウ 商品取引事故等の発生原因について調査分析し、再発防止のための措置を講ずること。

エ 再勧誘の禁止に関する内部管理体制の充実・強化を図るとともに、再勧誘の再発防止策を講ずること。

(3) 行政処分の根拠となる法令の条項

法第 232 条第 1 項、第 2 項及び法第 236 条第 1 項

(4) 行政処分の原因となる事実

平成 18 年 1 月 17 日から貴社に対して行った法第 157 条 1 項及び第 231 条第 1 項の規定に基づく立入検査等の結果、次の事実が認められた。

2. 処分理由

1. 法第 236 条第 1 項第 5 号の規定に該当する事実

ア 多数の商品取引事故等が発生していた事実を組織的に隠ぺいし、次の書類において、その発生状況等を記載せず、虚偽の数値を記載していた事実が認められたこと。

(ア) 商品取引所法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 43 号)の施行前の商品取引所法第 136 条の 30 第 1 項の規定に基づく資料の提出の要求に対して平成 16 年 11 月 19 日付で提出のあった商品取引事故等の発生状況及びその処理状況報告並びに月計残高試算表

(イ) 法第 224 条第 2 項の規定に基づく商品取引所法施行規則(平成 17 年農林水産省・経済産業省令第 3 号。以下「施行規則」という。)第 117 条第 1 項第 3 号の規定に基づき提出のあった商品取引事故等の発生状況及びその処理状況報告

(ウ) 法第 224 条第 2 項に基づく施行規則第 117 条第 1 項第 1 号の規定に基づき提出のあった純資産額調書

(エ) 法第 224 条第 2 項に基づく施行規則第 117 条第 1 項第 4 号の規定に基づき提出のあった計残高試算表

イ 法第 214 条に規定する不当な勧誘等の禁止に関し、次の事実が認められたこと。

ア 同条第 1 号に該当する行為として、商品市場における取引につき、顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤認させるべき断定的判断を提供してその委託を勧誘していたこと。

イ 同条第 2 号に該当する行為として、商品市場における取引につき、顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し、又は利益を保証して、その委託を勧誘していたこと。

ウ 同条第 3 号に該当する行為として、商品市場における取引につき、数量、対価の額又は約定価格等の事項についての顧客の指示を受けないでその委託を受けていたこと。

エ 同条第 5 号に該当する行為として、商品市場における取引につき、その委託を行わない旨の意思(その委託の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示した顧客に対し、その委託を勧誘していたこと。

オ 同条第 9 号の規定に基づく施行規則第 103 条第 3 号に該当する行為として、顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引をしていたこと。

カ 同条第 9 号の規定に基づく施行規則第 103 条第 7 号に該当する行為として、商品市場における取引の委託につき、転売又は買戻しにより決済を結了する旨の意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めていたこと。

## 2. 法第 232 条第 1 項及び第 2 項の規定に該当する事実

- ア 顧客との間に紛争にひん発し、又は使用人に対する指導監督が不適切であるため顧客との間に紛争がひん発するおそれがあると認められたこと。
- イ 役職員が組織的に主務大臣に対する商品取引事故等の虚偽報告を行うなど、法令遵守体制の不備が認められたこと。
- ウ 不当な勧誘等が複数認められ、登録外務員の指導管理等に関する内部管理体制の不備が認められたこと。
- エ 勧誘を受けることを希望しない旨を表示した顧客に対し、その委託を勧誘していたものが多数認められ、再勧誘の禁止に関する内部管理体制の不備が認められたこと。

## 3. 代表取締役の異動等について

今回の行政処分を受け、本日、臨時取締役会を開催し、経営責任の明確化と経営体制の刷新を目的として、下記の通り代表者の異動及び特別顧問の委嘱を決議いたしました。

代表取締役の異動等(平成 19 年 7 月 6 日付)

新役職名	氏名	旧役職名
代表取締役社長	山下 英 樹 (やました・ひでき)	取 締 役
取 締 役	細 金 柳 生 (ほそがね・りゅうせい)	代表取締役会長
(退 任)	清 覚 秀 雄 (せいかく・ひでお)	代表取締役社長
特 別 顧 問	石 崎 實 (いしざき・みのる)	株式会社フジトミ 代表取締役会長

(注) 1. 株式会社フジトミは弊社の連結子会社であります。

2. 石崎實氏は、株式会社フジトミの代表取締役会長でありましたが、本日付で代表取締役を辞任し、同社の取締役会長となります。

## 4. 今後の見通し

当社の主業務であるディーリング業務および兼業業務である商品ファンド業務、外国為替証拠金取引業務、金地金販売業務等につきましては、通常通り営業させていただきます。また、当期の業績に与える影響は、今後の経過を見ながら適時開示に努めてまいります。

以 上